

令和8年4月から家庭ごみの分別方法を一部変更します

変更点

①

「衣類・古紙」が「古布・古紙」に変わります

変更前

タオルやシーツ、毛布、カーテンなどの「布類」は燃やせるごみの日に、「衣類」は無色透明の袋に入れて「衣類・古紙」の日に出す



タオルやシーツ、はぎれ、汚れたり破れたりした衣類



衣類のみ

変更後

タオルやシーツ、毛布、カーテンなどの「布類」も「衣類」と同じ無色透明の袋に入れて「古布・古紙」の日に出す



衣類とタオルなどの布類(全般)は一緒に入れてOK



「古布」で出せないものは「燃やせるごみ」
綿(わた)や羽毛が入っているもの、汚れがひどいもの、靴下やはぎれなどの小さい布
※20cm×20cmより小さいものはNG

変更点

②

「雑がみ」は紙袋に入れて出してOK

大きさや形のそろっていないお菓子などの空き箱・チラシ・封筒などの「雑がみ(ざがみ)」も古紙の日に出しやすくなり、リサイクルできます! ※本や雑誌は除きます

変更前

重ねてひもでしばって出す



大きさ・形がバラバラでまとめにくい...

変更後

紙袋に入れて出してもよい



取っ手は紙製に限る

中の紙が出てこないように袋の上からひもでしばる

※本や雑誌、新聞紙、牛乳パック、ダンボールは、それぞれひもでしばって出してください

※紙袋は、ビニールコーティングされたものはNG

※紙袋は、取っ手が紙製のものはOK (ビニール製や布のひもなどは取り外す)



次のものはリサイクルできないため、「燃やせるごみ」で出してください

- ・レシートなどの感熱紙
- ・圧着ハガキ
- ・写真
- ・防水加工紙
- ・墨や絵の具で書いた紙 など

これまでどおりの出し方(変更前のイラストどおり)でも収集します

詳しくはこちらから
(市ホームページ)

